



保安第6328号
平成20年1月10日

千葉県高圧ガス流通保安協会長 様

千葉県商工労働部保安課長



高圧ガス容器の適正な管理に係る周知について（回答）

本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日ごろより格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成19年12月18日付け千流協第27号で依頼のありました千葉県関係部局に対する高圧ガス容器の適正な管理に係る周知については、別紙のとおり通知し、貴協会作成の周知文書も併せて送付することといたしました。

今後とも、高圧ガスの流通に伴う事故防止及び保安の確保についてご協力をお願いいたします。

保安第6328号
平成20年1月10日

各課・室・局の長
様
各出先機関の長

商工労働部保安課長

高圧ガス容器の適正管理について

高圧ガス保安業務の推進につきましては、日ごろより格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、最近、酸素・窒素ガス等の高圧ガス容器を取り扱う事業所において、破裂事故が続発しております。

これらの事故の原因としては、容器底面が長期間水に接する等により、容器底部が腐食・劣化し、容器内部の圧力に耐えきれず破裂したものです。

容器については、高圧ガス保安法により適正な管理が義務づけられているところであります。

つきましては、貴職におかれましても高圧ガス容器による事故防止のため、下記事項について留意してください。

なお、長期間保管している容器の取扱については、販売店と個別に相談する等、適切な措置をとられるようお願いいたします。

記

- 1 高圧ガス容器を保管する場合は、湿気、水滴等による腐食が生じないような措置を講ずるとともに、腐食が進行しやすい環境に長期間放置しないこと。
- 2 高圧ガス容器は、外面に腐食がないか、容器の表示が滅失していないか等、管理の徹底を図ること。

商工労働部保安課
保安対策室
TEL : 043-223-2729

高圧ガス容器の

LPガス

アセチレン

炭酸

窒素

適正な管理についてのお願い

NO!

長期停滞容器や放置された容器は
事故につながります！

- ⊙ 長期停滞容器や放置容器は腐食して、ガス漏れや爆発事故を招くおそれがあります。
- ⊙ これら容器は近隣住民の方の安全・安心を脅かします。

NO!

一般ゴミ・不燃ゴミ・粗大ゴミ
として出すと事故につながります！

- ⊙ ゴミ置場や解体工場等の処分場で爆発事故や火災を招くおそれがあります。

容器の適正な管理について

- ⊙ 高圧ガス保安法では、容器の取扱い管理について厳しい自主保安管理が求められています。
- ⊙ 容器を放置したり廃棄すると事故が発生するおそれがあり、法律違反による罰則などの措置を受ける場合があります。
- ⊙ 容器は直射日光を避け、40℃以下に保ち、風通しの良い場所に、転倒しないよう鎖等で固定しましょう。
- ⊙ 容器は、湿気等を避けた腐食しない場所に、充てん容器と残ガス容器を区分して保管し、火気や引火性のものを近づけないでください。

..... 容器は6ヶ月以内に販売店へ返却してください!!

容器賃貸借制度(契約)のご案内

協会では、適正かつ安全な容器管理のため、容器賃貸借制度(契約)の締結を推進しています。

◆容器賃貸借制度(契約)とは・・・

取り決めた期間内に容器を返却してもらうもので、遅延した場合の措置についても取り決めるものです。

千葉県商工労働部保安課
千葉県高圧ガス流通保安協会

〒260-0024

千葉市中央区中央港 1-13-1 ガス石油会館 4F

TEL : 043-246-0027 FAX : 043-246-9557

お問合わせ先

販売店名

所在地

TEL

担当者